

広報とやま 令和4年(2022年)7月5日号掲載

くらしの情報あれこれ



通信販売の「格安料金」「お試し価格」に注意しましょう

【相談例】

インターネット通販で、特別価格3千円の美容液を購入しました。肌に合わず使用しなくなりましたが、再び商品が届き、定期購入だと初めて気付きました。価格も1万円以上となっており、事業者に解約と返品を申し出たところ、「発送日の10日前までに申し出ないと対応できない」と言われました。

【アドバイス】

- 商品を購入する際は、目立つように表示されている特別価格や格安料金の表示だけでなく、契約内容をよく確認しましょう。
 - ①定期購入が条件となっていないか
 - ②定期購入の場合、継続期間や支払うことになる総額
 - ③解約条件に「解約の申し出は次回発送日の○日前まで」と定められていないか
- 詳細な契約内容は、目立つ表示と離れた場所に表示されていたり、小さい字で書かれていたりすることがあるため、画面の隅々まで見るようにしましょう。

相談受付時間 (月)～(金) 10:00～17:30 (電話相談は9:00～17:30)

※(祝)、年末年始およびCic休館日は除く。

お問い合わせ 消費生活センター 電話:443-2047